

1 競技施設

【滋賀県立武道館利用料金表】

2019/10/1改定

(1) 貸切り使用

区 分	県内			県外				
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで		
剣道場	入場料またはこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに關係のある団体(以下「幼稚園等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円	円		
		アマチュアスポーツに使用する場合	7,200	11,200	14,500	10,900	16,800	21,700
		その他の催物に使用する場合	14,500	22,500	29,000	21,700	33,700	43,500
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	14,500	22,500	29,000	21,700	33,700	43,500
		アマチュアスポーツに使用する場合	29,000	45,000	58,200	43,500	67,500	87,300
		その他の催物に使用する場合	72,700	112,000	145,000	109,000	168,000	217,500
弓道場 (相模場・遠的)	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	2,100	3,400	4,200	3,100	5,100	6,300
		アマチュアスポーツに使用する場合	4,200	6,800	8,400	6,300	10,300	12,700
		その他の催物に使用する場合	14,500	22,500	29,000	21,700	33,700	43,500
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	4,200	6,800	8,400	6,300	10,300	12,700
		アマチュアスポーツに使用する場合	8,400	13,000	17,200	12,700	19,500	25,800
		その他の催物に使用する場合	21,200	34,400	42,500	31,800	51,600	63,700
		入場料等が1,000円以下の場合	42,500	68,900	84,700	63,700	103,300	127,000
		入場料等が1,000円を超える場合						

(2) 個人使用

区 分	県内	県外
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人2時間につき 260	1人2時間につき 390
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	同 410	同 610
その他の者	同 580	同 870

2 会議室

区 分	県内			県外		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
大会議室	4,200	5,600	7,100	6,300	8,500	10,600
小会議室	2,900	4,200	5,000	4,300	6,300	7,500
研修室1 研修室2 研修室3	1,800	2,100	2,500	2,700	3,100	3,700
師範室(剣道) 師範室(柔道) 師範室(弓道)	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700

3 駐車場

区 分	料金	
普通車	2時間以内	1台につき 340
	2時間を超える時間1時間につき	同 170

〈注〉

- 1 県外居住者については、**条例で定められた額**の1.5倍の額となります。
- 2 **県内**の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に競技施設または会議室等を使用する場合は、**条例で定められた額**の2分の1の額となります。
- 3 **県内に居住する65歳以上の方および県内に居住する障害者**(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)の方が、競技場を個人使用する場合は、**条例で定められた額**の2分の1の額となります。
- 4 土曜日、日曜日または休日におけるその他の催物に使用する場合は、**条例で定められた額**の1.5倍となります。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間となります。
- 5 使用者が入場料等を徴収しない場合であっても、宣伝その他これに類する目的をもって催物を行うときは、1,000円を超える入場料等を徴収する場合とみなす。
- 6 準備または後始末のために競技施設を貸切り使用する場合は、**条例で定められた額**の2分の1の額となります。
- 7 競技等を行うため競技施設を貸切り使用する場合において付随して会議室等を使用するときは、**条例で定められた額**の2分の1の額となります。
- 8 競技施設(貸切り使用に限る。)または会議室等の使用時間がこの表の使用時間を超える場合(この表の使用時間の区分に渡って引き続き使用する場合は除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの**条例で定められた額**を時間割計算によって算出した額を加算した額となります。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間となります。
- 9 競技施設(貸切り使用に限る。)の使用時間がこの表の使用時間の区分のうち2時間以内を使用する場合は、**条例で定められた額**の2分の1の額となります。
- 10 剣道場の4分の1、2分の1または4分の3を貸切り使用する場合(入場料等を徴収しない場合であってその他の催物に使用する時および入場料等を徴収する場合(以下入場料等を徴収する場合等)という。)は、それぞれ**条例で定められた額**の4分の1、2分の1または4分の3の額となります。
- 11 柔道場の3分の1または3分の2を貸切り使用する場合(入場料等を徴収する場合等は除く。)は、それぞれ**条例で定められた額**の3分の1または3分の2の額となります。弓道場(近的)または弓道場(遠的)の2分の1を貸切り使用する場合(入場料等を徴収する場合等は除く。)は、それぞれ**条例で定められた額**の2分の1の額となります。
- 12 駐車場の使用時間が2時間を超える場合において、使用時間1時間未満の端数があるときは、これを1時間となります。
- 13 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方で県内に居住の方が自ら運転する場合および重度の身体障害または知的障害のある方で規則で定める方が乗車し、その方が移動のために介護を行う方が運転する場合は、駐車場は、無料となります。
- 14 競技施設の全面を、午前、午後、夜間のそれぞれの区分で15回の使用につき1回無料で使用できます。ただし、4月1日から翌年3月31日までの同使用年度内に限ります。
- 15 幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる方、高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる方またはその他の方が、それぞれの区分で10回の個人使用につき1回無料で使用できます。ただし、2019年4月1日から2025年3月31日までの使用に限ります。
- 16 上記1～14によって算出した額で100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額となります。ただし、個人使用については、10円未満の端数を切り捨てた額となります。